

赤穂市立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 2 5 日

赤穂市教育委員会

赤穂市教育委員会規則第 4 号

赤穂市立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例  
の施行期日を定める規則

赤穂市立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例（令和 7 年赤穂市条例第 3 6 号）の施行期日は、令和 7 年 8 月 1 日とする。